

令和2年6月15日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

2番	那須英二	3番	小久保照枝
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
市民生活部長	横山和久	健康福祉部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟
建設部長	大野勝貴	教 育 部 長	山下正已
総務部次長兼 総務課長	伊藤重行	開発総務部次長兼 企画政策課長	佐野智雄
総務部次長兼 防災課長	伊藤淳人	会計管理者兼 会計課長	伊藤 えい子
監査委員 局長	佐藤雅人	健康福祉部次長兼 福祉課長	大木弘己
建設部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	建設部次長兼 土木課長	伊藤仁史
財政課長	立石隆信	人事秘書課長	山森隆彦
総務課長	横江兼光	収 納 課 長	細野英樹
市民課長	鈴木博貴	市民協働課長	安井幹雄
商工観光課長	浅野克教	十四山支所長	山 田 淳
保険年金課長	服部利恵	健康推進課長	山守美代子

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	飯田宏基
都市整備課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	図書館長	服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柴田寿文	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
（追加日程）
- 日程第11 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号 弥富市介護保険条例の一部改正について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続議会の会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と小久保照枝議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第34号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第3 議案第35号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について

日程第6 議案第38号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第7 議案第39号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第40号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第41号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第42号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第34号から日程第10、議案第42号まで、以上9件を一括議題といたします。

本案9件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可いたします。

まず、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典でございます。

通告に従いまして、1問質問をさせていただきます。

質問は議案第41号の令和2年度弥富市一般会計補正予算についてでございます。

令和2年4月20日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう国の第1次補正予算として、予算規模1兆円の地方創生臨時交付金制度が交付されました。それにより弥富市におきましては、国から交付限度額9,348万5,000円が示されたところでございます。

そこで質問いたします。

補正予算書8、9ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書の歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金につきまして、地方創生臨時交付金が9,348万5,000円と予算が計上されております。この歳入に対してどのような新型コロナウイルス感染症対策の事業に交付金を充当させる予定でしょうか。また、事業名及び事業費、充当金額の御説明をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

臨時交付金を充当させる事業名及び事業費につきましては、1つ目は、準要保護児童給食費相当額給付金で、小学生が173万6,000円、中学生が128万3,000円。2つ目は、臨時学校給食費補助金で、3,540万6,000円。3つ目は、ひとり親世帯等臨時特別給付金で412万3,000円。4つ目は、子育て世帯臨時特別給付金市単独分で3,135万円。5つ目は、感染症対策協力金で1億3,562万7,000円のうち県が2分の1を負担しますので、市負担分として6,781万4,000円。6つ目は、理美容休業協力金で924万4,000円でございます。

総額で予算上、市の負担額は1億5,095万6,000円となりますが、これらの事業の財源として9,348万5,000円を充当してまいります。

○議長（大原 功君） 横井克典議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、9,348万5,000円の限度額いっぱいの方創生臨時交付金の国への申請を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

また、6月12日には新型コロナウイルス感染症対策の第2次補正予算案が国会のほうで可決され、地方創生臨時交付金が2兆円増額されました。弥富市におかれましては、約2億円弱の交付限度額が示されるものと思われま。

市長におかれましては、弥富市の実情に合ったきめ細やかな新型コロナウイルス感染症対策が十分に実施できるよう、市役所が一丸となり、市民のために交付限度額いっぱいの方創生臨時交付金を御活用いただきますようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 次に、平野広行議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野でございます。

私は議案第34号弥富市税条例等の一部改正について質問させていただきます。

市たばこ税ですが、健康志向によって喫煙者が減少し、たばこの消費量は年々減少しており、販売額も当然減少しております。

本市の市たばこ税も、平成30年度決算においては2億9,500万円となり、3億円を切りました。今年度当初予算においても2億8,800万円を計上しておりますが、まずはたばこ税が弥富市にどのように納入されるか、そういった仕組みをまず説明していただき、今回の条例改正において、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に見直すことによって、弥富市のたばこ税の歳入額に対してどのように影響してくるのか伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず市たばこ税の納入の仕組みでございますが、たばこ税の中の地方たばこ税に市たばこ税は含まれております。

市たばこ税の納入の仕組みにつきましては、毎月下旬にたばこ事業者より前月の販売実績の報告があり、月末に前月分の販売実績に応じたたばこ税が納入されております。

軽量な葉巻たばこについては、その販売量を2事業者に確認をいたしましたところ、それぞれたばこ全体の約1%と約5%程度とのことで、今回の見直しにより市たばこ税に大きな影響を及ぼすことはないと考えております。

また、市たばこ税の歳入額は、令和2年10月よりたばこ税の税率が引き上げられますが、全国的にたばこの販売量は減少傾向にあり、今年度は消費動向も不透明であり、前年度並みの歳入額を確保できればと考えております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 今の説明によりますと、今回の条例改正によって市のたばこ税にほとんど影響はないと、そういったことが分かりました。

また、今年の10月からたばこ税の税率が改正になります。今だと1,000本当たり5,700円ぐらいですが、これが6,100円ぐらいになって400円ぐらいアップするということは、税率がアップしていきませんが、なかなか市税、たばこ税全体としては上がらないと、まあこういうふうですね。理解しておきます。

じゃあ、2点目ですが、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充とありますが、現在、課税標準額の特例対象になっている事業者はどのようなところがあるのか、また全部で何社ぐらいあるのか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

固定資産税の課税標準額の特例で、現在本市において実際に該当している主な特例につきましては、外貿埠頭公社が民営化されたことによる特例や日本放送協会が本来の事業に使用する資産に対する特例、流通業務総合効率化促進法に規定される認定事業者が取得した施設・設備に対する特例、信用金庫等が使用する事務所や倉庫に対する特例などがございます。この主な特例におきましては、それぞれ1社ずつが対象となっております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 次に、今回、特例対象に追加される先端設備等に該当する家屋、構築物とはどのようなものか。また、これには償却資産は該当しないのか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回、特例の対象に追加される先端設備等に該当する家屋、構築物は、中小事業者が作成する先端設備導入計画の中に盛り込まれる家屋と構築物で、生産・販売活動等の用に直接供されるものとなります。

家屋につきましては、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入された事業用家屋で新築のものが対象となり、構築物は、取得価格が120万円以上で中古資産でないものが対象となります。また、償却資産につきましては、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備で、中古資産でないものがこの特例の対象となっております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 償却資産についても中古資産でなければ特例の対象になると、こういうことですね。

次、4点目ですが、今回はコロナの影響を受けながらも新規に設備投資をする中小企業者への支援策であります。現在、先端設備を導入している中小企業者は何社ほどあるのか、また該当している固定資産税はどれぐらいあるのか伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市において、先端設備導入計画に基づき、対象の先端設備を導入し固定資産税の特例を受けている事業者は20社であります。

特例を受けている先端設備の償却資産の固定資産税額の合計額は、約1,400万円となっております。

○議長（大原 功君） 平野広行議員。

○13番（平野広行君） 20社で1,400万円ということですね。

じゃあ次、企業立地の促進に関する条例の中に、先端技術の業種も入っていると思います

が、今回の減免との関係はどうか伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

企業立地の促進に関する条例は、奨励措置を講ずることにより企業立地の促進を図るもので、指定要件には業種の範囲があり、先端技術の業種もその中に含まれております。

今回の特例につきましては、少子高齢化や人手不足等、厳しい事業環境の中、中小事業者が先端設備導入計画を作成し認定を受け、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に一新し、労働生産性の向上を図るもので、先端設備導入計画の認定を受けることができる中小事業者には業種ごとに資本金や出資額、従業員数などの規模の要件がございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 企業立地の促進に関する条例に該当する企業ですが、これは敷地面積ですね、これは1万平方メートル以上である、いわゆる大企業であります。ですから、今回の中小事業者を特定する条件には当てはまらないと思いますが、中には当てはまる場所があるのかなと考えられる部分がありますが、市として該当してくる企業はあるとお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回の固定資産税の特例の対象は、中小事業者のうち資本金が1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業者等のうち、大企業の子会社を除いたものでありますので、現在の奨励金の交付対象事業者は、今回の特例を受けることはない想定をしております。

○13番（平野広行君） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

私は、議案第39号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑させていただきます。

今回、このコロナの関係で本当に児童クラブの皆さんは大変頑張っていたと思います。ところが、本市では、5月7日から児童クラブの受入れ、朝から継続していたものに関して、午後からしか受け入れられなかったという状況になっています。その詳細を聞くと、やはりこうした放課後児童支援員認定資格を持っているスタッフがいなかったからと伺っておりますので、まず改めてこの放課後児童支援員は本市において何名いるのかお答えください。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

6月1日現在、弥富市立の11か所の児童クラブに勤務されている会計年度任用職員は107名でございます。そのうち放課後児童支援員の資格を持った方は55名でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、スタッフの方は107名、こうした資格を持っている方が55名ということで、およそ半分ぐらいの方が持っているということで、意外と多いのかなと思ったんですが、なかなかそれでも間に合わなかったという対応でございます。

今回の改正によって、中核市の首長も実施することができるということで、この弥富市の場合、市内で働く方、この研修を受けたいと思われる方が受ける際はどのようなところになるのでしょうか。お答えください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

放課後児童支援員認定資格研修につきましては、これまで県及び指定都市が開催する研修に限られていました。

今回の条例の一部改正によりまして、豊橋市などの中核市が開催する研修を終了すれば、放課後児童支援員の資格を取得できるということになります。ただし、指定都市や中核市が開催する研修に他の市町村の職員が参加できるかどうかは主催者側の判断になります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） そういった意味においては、中核市といっても、特に今回の対応ですと三河のほうが多いので、ここから通うのはちょっと現実的ではないのかなというふうに思います。こうした研修をやはりより多くの皆さんが受けていただいて、なるべくこうした児童クラブに穴を開けないような対応を求めたいと質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑のある方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

本案9件はお手元に配付した議案配付表のとおり所管の委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~



○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日、安藤市長より議案第45号及び議案第46号の提出がされました。

お諮りいたします。

これより日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号は本日の日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第46号 弥富市介護保険条例の一部改正について

○議長（大原 功君） この際、日程第11、議案第45号及び日程第12、議案第46号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は条例関係議案2件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、健康福祉部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を健康福祉部長に求めます。

宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） それでは、議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対して、国民健康保険税の減免を受けようとする場合における減免申請書の提出期限の特例を定める

こととしました。

2. この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしました。
次に、議案第46号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した第1号被保険者等に対して、保険料の減免を受けようとする場合における減免申請書の提出期限の特例を定めることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしました。
以上でございます。

○議長（大原 功君） 質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案2件はお手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 那須 英二

同 議員 小久保 照 枝

